

松浦市発注の建設工事における週休2日工事の試行について

松浦市発注の建設工事において、地域の守り手でもある建設業の中長期的な担い手確保及び育成に向けて、労働環境改善に取り組むため、令和6年10月以降に発注する建設工事において、週休2日工事を試行いたします。

- 1. 週休2日工事**

週休2日工事とは、対象期間において月単位又は通期の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

 - 現場閉所とは、工事現場内の巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉鎖された状態をいう。
 - 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月に現場閉所日数の割合（以下、現場閉所率という。）が、28.5%（8日/28日）以上の状態をいう。ただし、土曜日及び日曜日の閉所で28.5%に満たない月がある場合は、その月の土曜日及び日曜日の合計以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。
 - 通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。
- 2. 発注方式**

原則として週休2日の試行対象工事として発注し、受注者が工事契約後に週休2日を実施するかどうかを判断して実施する「受注者希望型」とする。
- 3. 対象工事**

松浦市が発注する建設工事において、次に該当しない請負工事を対象とする。
なお、試行を行う工事は、入札公告、入札執行通知書及び特記仕様書に必要事項を明記する。

 - 災害復旧工事のうち、緊急対応を要する工事（労働基準法第33条許可対象工事・「地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応」等除雪工事や応急復旧工事）
- 4. 対象期間**

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、次に該当する期間は含まない。

 - ・工場製作のみを実施している期間
 - ・工事の全面中止を行っている期間
 - ・受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間
- 5. 受注者の取り組み**
 - 週休2日の実施の有無を、施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で監督員と協議
 - 週休2日の取得計画を立て施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出
 - 対象期間中、週休2日モデル工事であることを現場に看板等により掲示
 - 実施工程表等により、週休2日の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告
- 6. 発注者の確認**
 - 受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認
 - 施工中に施工プロセスチェックに基づき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所の実施状況を確認
- 7. 実施における措置**
 - 当初設計は休暇取得状況が「通期の4週8休」の週休2日工事として補正を行った額で発注するものとする。（補正：対象経費に補正係数を乗じる。なお、補正係数は長崎県定めたものを準用）
 - 受注者が週休2日を選択しなかった場合においては、補正を減じた変更契約を行う
 - 受注者が週休2日を選択した場合は、竣工時において現場閉所の実績により、次に基づき補正を行うものとする。
 - ・受注者が当初「月単位の4週8休」を選択し、実績でも達成した場合は、「月単位の4週8休」による補正を行うものとする。
 - ・受注者が当初「通期の4週8休」を選択した場合で、実績は「月単位の4週8休」以上を達成したとしても、補正の変更は行わないものとする。
 - ・受注者が当初「月単位の4週8休」を選択したが、実績が「通期の4週8休」となった場合は、補正の変更は行わないものとする。
 - ・「通期の4週8休」が未達成の場合、並びに受注者が週休2日を選択しなかった場合においては、補正を行わないものとする。
 - 港湾・漁港請負工事積算基準（長崎県土木部）を用いて積算した工事については、当初設計は補正を行わずに発注し、受注者が当初「月単位の4週8休」を選択し、実績でも達成した場合は、「月単位の4週8休」として補正の変更を行うものとする。
- 8. 実施方法**

「松浦市週休2日工事の試行要領」による。